



議員提出議案第 四 号

福祉後退阻止に関する意見書について

このことについて、別紙のとおり内閣総理大臣、大蔵大臣、厚生大臣、官房長官に意見書を提出する。

昭和五十五年九月二十七日

提出者	三朝町議會議員	福田	家	和
賛成者	三朝町議會議員	古	屋	博
賛成者	三朝町議會議員	大	丸	敦
賛成者	三朝町議會議員	藤	井	十
賛成者	三朝町議會議員	政	門	正
賛成者	三朝町議會議員	用	本	章

昭五十五年九月廿七日 原案可決

三朝町議會議長牧田禎

福祉後退阻止に関する意見書

昭和五十五年度の社会福祉関係予算が前年度にひきつづき大幅にその伸び率を低下したことは、福祉社会建設への大きな挫折であり、国民の期待を裏切るものであるといわねばならない。

政府が五十六年度予算編成に当り、経済低成長、財政再建を理由に老人医療費支給制度、児童手当制度および社会保障施策における所得制限の強化など福祉縮小策を意図していることは、五十五年度予算編成時に自民党三役と大蔵・厚生・官房^長官三大臣の間で、五十六年度に福祉見直しを義務づけた覚書によつても明らかである。また在宅老人処遇との均衡をはかる名分で老人ホーム費用徴収基準改訂など、すでに“福祉切り捨て”が行われている。

わが国の社会保障制度、社会福祉諸制度の現状は、表面から見れば欧米の水準に達しているといえよう。しかし制度の内容では、寝たきり老人対策、心身障害児(者)福祉対策をはじめ、寡婦・遺族の所得保障や医療保障など、内容を整備充実すべき課題が山積している。しかもわが国は、いまや本格的な高齢化社会の到来を迎え福祉施策の需要が増大することは明らかである。

かかる現状とその推移をみるとき、「時代にふさわしい人間らしい生活権を保障」する政治の基本的責任において、政府の意図する福祉後退ないし福祉切り捨てを断じて容認することはできない。

以上の理由から本議会は政府に対し、次の事項を実施するよう強く要求する。

一、いまだ未成熟な福祉施策の後退は政治本来の責任を放棄するものであり、社会的不正とともに国民の政治不信の根本的原因となり、重大な時局にあつて国民の不安を増大する。したがつて、政府は、福祉後退の画策を直ちにやめ、「福祉社会建設」の具体的目標を定め、それを達成する中・長期計画を策定して国民の前に示すべきである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和五十五年九月二十七日